

【文教科学委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願30種類159件のうち、1種類2件を採択した。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設するとともに、沖縄工業高等専門学校を新設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国立大学の再編・統合のもたらす効果、単科大学の再編・統合の方針、新設される沖縄工業高等専門学校の教育環境を守るために措置等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、2項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された著作権法の一部を改正する法律案は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等にかんがみ、放送事業者又は有線放送事業者の利益を適切に保護するため、これらの者に放送又は有線放送の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の実施に伴い、著作権法による保護を受けるものとして、同条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加え、実演家人格的利息を適切に保護するため、実演家人格権を新たに創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今後の著作権制度の在り方、著作権侵害対策、著作権思想の啓発等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案は、教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科等の教授を担任することができるようになるとともに、特別免許状を授与するための要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に係る規定を整備すること等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、教員の資質能力の向上策、学校教育における社会人の活用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、5項目の附帯決議が付された。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、教員の資質能力の向上を図るため、国公立の小学校等の教諭等の任命権者は、教諭等に対して、その在職期間が10年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、10年経験者研修の法制化の理由、研修内容及び実施方法、教員評価との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、6項目の附帯決議が付された。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（以下「文化財不法輸出入等禁止条約」という。）の適確な実施を確保するため、同条約の締約国から盗取された文化財の輸入を規制するとともに、当該文化財の原権利者の回復請求について善意取得の特則を設ける等の措置を講じようとするものである。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、文化財不法輸出入等禁止条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、文化財の不法取引防止のための国際的データベースの必要性、盗難文化財返還の際に政府の果たす役割等について質疑が行われた後、両法律案はいずれも全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月14日、第153回国会閉会後の平成14年1月15日から16日までの2日間、地方における初等中等教育、高等教育及びスポーツ振興等に関する実情調査のため北海道で行った委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

次に、遠山文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、青山文部科学副大臣より平成14年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。

3月19日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、教育基本法の見直し、国立大学の構造改革、臨時教育審議会以後の教育改革の流れ、教員の資質向上策、海洋深層水の研究状況、障害のある児童生徒に対する就学指導、新学習指導要領のねらい、教員養成学部及び教員採用試験の在り方等の問題が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、総合的な学習の時間の目的、学校評価システムの導入、「心のノート」作成の目的及び指導方針、学習障害（LD）の児童生徒への対応、ITER（国際熱核融合実験炉）計画への対応、科学技術に関する国家的プロジェクトへの対応、公立学校施設整備費が前年度に比べて減額されている理由、アトピー性皮膚炎に対する海洋深層水の効果に関する研究の現状及び目標、スギ花粉症に関する研究の現状及び目標、完全学校週5日制の受皿の必要性、加配定数教員を少人数学級の編制のために配置することの可否、医学部への学士編入学、「人間学」の必修化等について質疑を行った。

4月25日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、国立大学法人の教職員を非公務員型とする理由、特定の学問分野に対する支援、地方国立大学の役割、高校教科書の検定と採択の在り方、大学の設置形態を問わない資源配分の在り方、運営交付金の算定方法、国立大学法人と独立行政法人通則法の関係、評価結果と運営交付金の関係、国立大学法人の授業料の在り方、国立大学法人の会計基準、酒田短期大学問題の現状と対応策、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会と国立大学法人との関係、国立大学法人化の哲学、国立大学法人における教育と研究の関係等の問題が取り上げられた。

7月9日、墨田区立本所中学校及び国際研究交流大学村（東京国際交流館、日本科学未来館）を視察した。

7月18日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、義務教育における国の関与の在り方、帝京大学入学に係る寄附金問題、学校施設の耐震化対策、学校のIT化促進のための条件整備、国立大学の法人化等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成14年度文部科学省関係予算に関する件について青山文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(総務省所管（日本学術会議）)について若松総務副大臣から説明を聴いた後、
(総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管)について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月28日（木）（第4回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月2日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月9日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月11日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求める決議を決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について遠山文部科学大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第57号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

○平成14年4月25日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求める決議を決定した。
- 国立大学の法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月21日（火）（第9回）

- 教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月23日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求める決議を決定した。
- 教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第36号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年5月30日（木）（第11回）

- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月4日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求める決議を決定した。
- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第37号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年6月11日（火）（第13回）

- 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
以上両案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月25日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上両案について遠山文部科学大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第90号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

（閣法第91号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

○平成14年7月18日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 義務教育における国の関与の在り方に関する件、帝京大学入学に係る寄附金問題に関する件、学校施設の耐震化対策に関する件、学校のIT化促進のための条件整備に関する件、国立大学の法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官、奥山内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日（水）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第431号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外156件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること。
- 2 秋田大学医療技術短期大学部、筑波大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 3 沖縄工業高等専門学校を新設すること。
- 4 図書館情報大学の筑波大学への統合及び山梨大学と山梨医科大学との統合による山梨大学の新設に関する規定並びに沖縄工業高等専門学校の新設に関する規定は平成14年10月1日から、秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成17年4月1日から、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成18年4月1日から施行すること。
- 5 沖縄工業高等専門学校は、平成16年度から学生を入学させるものとすること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 国立大学の再編・統合に当たっては、大学の自主性に基づく検討を尊重するとともに、地域性に配慮し、教育研究基盤が強化されかつ個性豊かな大学の実現に資するよう努めること。また、各大学と地域とのつながりを考慮し、地域の意見が再編・統合に反映されることを努めること。
- 2 沖縄工業高等専門学校の設置予定地は、米軍基地（弾薬庫、演習地）のみならず、普天間飛行場代替施設の建設予定候補地に隣接していることもあり、教育環境に影響が及ぶ懸念無しとはしないが、沖縄の特殊事情も勘案し、学校の建設及び運営については学生の安全を第一に、万全の配慮をしつつ計画を進めること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弹力的措置を講じるとともに、学校教育への社会人の活用を促進するため所要の措置を講じるほか、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取上げに係る措置を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校（特殊教育諸学校の小学部を含む。）の相当する教科等の教授又は実習を担任することができることすること。
- 2 高等学校の専門教科等の教諭の免許状を有する者が中学校（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学校部を含む。）の相当する教科等の教授又は実習を担任するこ

とができることとすること。

- 3 普通免許状を有する者が、3年の教職経験により、要修得単位数を軽減して、隣接校種の普通免許状を取得できることとすること。
- 4 学士の学位を有することを撤廃するなど特別免許状の授与要件を見直すこと。
- 5 5年から10年以内とした特別免許状の有効期限を撤廃すること。
- 6 懲戒免職の処分を受け免許状が失効した日から3年を経過しない者には免許状を授与しないこととするとともに、免許状取上げの処分を受けた者について免許状を授与しないこととする期間を2年から3年に延長すること。
- 7 免許状の失効に関する現行の規定を見直し、国立又は公立の学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたときは、その免許状は失効することとすること。
- 8 免許状の取上げに関する現行の規定を見直し、私立学校の教員が国立又は公立の学校の教員の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、その免許状を取り上げなければならないこととすること。
- 9 学校法人は、その設置する私立学校の教員について免許状の失効又は取上げ事由に該当すると認めたときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならないこととすること。
- 10 この法律は、平成15年1月1日から施行すること。ただし、1から5については、平成14年7月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、教員の資質の保持と向上を目的とする教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 特別免許状制度の活用促進に当たっては、大学における教員養成の原則を堅持して適切に運用すること。
- 2 免許状の失効及び取上げの措置については、不利益処分の重大性にかんがみ、公平・公正を確保するよう、厳格な適用を行うこと。
- 3 学校種間の連携・接続の改善に当たっては、そのための条件整備に一層努めること。
- 4 教員免許状の総合化については、今後の学校教育の役割、教職の専門性の向上等の観点を踏まえ、中長期的な展望をもって検討を進めること。
- 5 特殊教育諸学校における教員の当該校種免許状の保有率が低い現状を踏まえ、免許状の円滑な取得のための環境整備等により、その保有率の向上に努めること。

右決議する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、教員の資質能力の向上を図るため、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が10年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1 10年経験者研修

- (1) 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が10年（特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならないこととすること。
- (2) 任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならないこととすること。
- (3) 任命権者が定める10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこととすること。

2 施行期日等

- (1) この法律は、平成15年4月1日から施行すること。
- (2) 10年経験者研修を実施しなければならない者について、特例を定めること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮をすべきである。

- 1 10年経験者研修の実施に当たっては、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、真にニーズに応じたものとなるよう、実施に当たる任命権者等においては、実施期間、場、実施方法等に関し様々な創意をこらすこと。
- 2 任命権者等においては、10年経験者研修がその効果をあげ得るよう、研修企画の策定や研修内容の評価に当たっては、関係者等と連携し、教員のニーズや現場の意見の反映などに努めること。
- 3 10年経験者研修においては、事前の自己評価を行うことなどによって、教員の自主的・主体的な研修意欲が喚起されるよう促すこと。
- 4 10年経験者研修は、各教員の能力・適性等に応じた研修を行うことにより教員の資質能力の向上を図ることを目的とするものであることにかんがみ、研修終了時の教員に対する評価結果が直ちに勤務評定につながるものではないことに十分留意すること。
- 5 国や任命権者等においては、研修の実施に伴って教育現場に支障を来さぬような態勢の整備及び財政措置等の条件整備に努めること。
- 6 これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が協働して教育効果等を高める必要があることから、教員だけではなく、様々な職種の専門性向上のための施策の検討や、研修機会の充実を促進すること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等にかんがみ、放送事業者等に放送等の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の実施に伴い、実演家人格権を新たに創設する等の措置を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 保護を受ける実演及びレコードに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること。
- 2 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有することとともに、この権利を適用しない場合等について定めること。
- 3 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとともに、この権利を適用しない場合について定めること。
- 4 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締約国に係る実演及びレコードについて、商業用レコードの二次使用料を受ける権利の対象とともに、その適用の範囲について相互主義を採用することとすること。
- 5 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有することとすること。
- 6 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有することとすること。
- 7 レコードに関する著作隣接権の存続期間は、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時をもって満了することとすること。
- 8 実演家人格権の侵害、実演家人格権の侵害とみなされる行為等について、適切な罰則を定めること。
- 9 1及び4は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から、5及び6は平成15年1月1日から、その他は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日又は平成15年1月1日のうちいずれか早い日から、それぞれ施行すること。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）

【要旨】

本法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するため、同条約の締約国から盗取された文化財の輸入を規制するとともに、当該文化財の原権利者の回復請求について善意取得の特則を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、条約の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関する所要の措置を講ずることを目的とすること。

2 定義

(1) この法律において「文化財」とは、国内文化財及び外国が条約第1条の規定に基づき指定した物件をいうこと。

(2) この法律において「国内文化財」とは、条約第1条に掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第69条第1項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいうこと。

3 特定外国文化財

外務大臣は、外国から、条約第7条(b)(i)に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとし、文部科学大臣は、その通知を受けたときは、経済産業大臣との協議を経て、文部科学省令で定めるところにより、当該通知に係る文化財を、特定外国文化財として指定するものとすること。

4 輸入の承認

特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとすること。

5 届出の公示等

文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第33条（同法第56条の12、第73条の2及び第75条で準用する場合を含む。）の規定による届出（亡失又は盗難に係るものに限る。）があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第7条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとし、外務大臣はその内容を遅滞なく外国に通知するものとすること。

6 特定外国文化財に係る善意取得の特則

特定外国文化財の占有者が民法第192条の条件を具備している場合であっても、盗難の被害者は、同法第193条の規定による回復の請求に加え、盗難のときから2年を経過した後10年を経過するまでの期間にあっては、占有者が支払った代価を弁償することにより、これを回復することを求めることができるものとすること。

7 国民の理解を深める等のための措置

国は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないものとすること。

8 附則

- (1) この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとすること。
- (2) 3及び5の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しないものとすること。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 重要有形民俗文化財の輸出について文化庁長官の許可を要するものとすること。

- 2 許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者の罰則を定めること。
 3 この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出 月 日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
※10	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3.27	14. 4. 2 可決 附帯	14. 4. 3 可決	14. 3.19 文部科学	14. 3.22 可決 附帯	14. 3.26 可決
36	教育職員免許法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	5.20	5.23 可決 附帯	5.24 可決	4.16 文部科学	4.24 可決	4.25 可決
				○14.5.20 参本会議趣旨説明 ○14.4.16 衆本会議趣旨説明					
37	教育公務員特例法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	5.29	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決	5.16 文部科学	5.22 可決 附帯	5.28 可決
57	著作権法の一部を改正する法律案	参	3. 8	4. 8	4.11 可決	4.12 可決	6. 4 文部科学	6. 7 可決	6.11 可決
90	文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案	衆	4.19	6.10	6.25 可決	6.26 可決	5.28 文部科学	6. 5 可決	6. 6 可決
91	文化財保護法の一部を改正する法律案	衆	4.19	6.10	6.25 可決	6.26 可決	5.28 文部科学	6. 5 可決	6. 6 可決

(注) 附帯 附帯決議